福井県報

第　2814　号
平成２９年
４月４日（火）
火・金曜日　発行
1月1,800円郵送料共

―― 目　次 ――

告　示
○高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託（一七三・危機対策・防災課）…１
公　告
○開発行為に関する工事の完了（福井土木事務所）……１
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施（学校振興課）……１

告　示

福井県告示第１７３号

高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第２９条の２第１項および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第３８条の４の２第１項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の全部を高圧ガス保安協会に委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）第８条第２号および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年政令第１４号）第７条第２号の規定により、次のとおり公示する。

平成２９年４月４日

福井県知事　西川　一誠

１　委託に係る免状交付事務の内容

⑴　免状交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

⑵　免状再交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

⑶　免状書換え申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

２　委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会試験センター

〒１０５－８４４７

東京都港区虎ノ門４丁目３番１３号

（ヒューリック神谷町ビル）

電話０３－３４３６－６１０６

公　告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年４月４日

福井県福井土木事務所長　稲葉　隆夫

１　開発区域または工区に含まれる地域の名称

吉田郡永平寺町松岡下合月２２字１０番外３筆

２　開発許可を受けた者の住所および氏名

勝山市本町１丁目３番３０号

株式会社　中吉商店　代表取締役　中村吉秀

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成７年福井県規則第８２号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成２９年４月４日

福井県知事　西川　一誠

１　企画提案書の提出を求める事項

⑴　業務名

福井県立学校等情報ネットワークおよび校務支援システム調達

⑵　履行期間

契約締結日から平成３５年３月３１日（金）まで

⑶　業務内容

別添「福井県立学校等情報ネットワークおよび校務支援システム要求仕様書」のとおり

⑷　履行場所

福井県福井市大手３丁目１７番１号

福井県教育庁学校振興課

２　企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県立学校等情報ネットワークおよび校務支援システム調達に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

⑴　福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第１４６条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。（この公告の日から提案書提出日までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。共同企業体にあっては、構成員すべてが該当すること。）

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。（共同企業体にあっては、構成員すべてが該当すること。）

⑶　受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。（共同企業体にあっては、構成員すべてが該当すること。）

⑷　受審資格認定の日において、会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再

生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（共同企業体にあっては、構成員すべてが該当すること。）

(5)　福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。（共同企業体にあっては、構成員すべてが該当すること。）

(6)　情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してＩＳＭＳ認証基準（Ｖｅｒ２．０）またはＪＩＳＱ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）の基準に適合することの認証を受けていること。（共同企業体にあっては、構成員のうち少なくとも運用・保守を担当する者が該当すること。）

(7)　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。（共同企業体にあっては構成員すべてが該当すること。）

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

３　受審資格の認定の申請手続き等

(1)　受審資格の認定の申請手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア　提出書類および部数

受審資格認定申請書等　１部

イ　提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

ウ　提出期限

平成２９年４月１４日（金）１７時００分まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ　提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７番１号

福井県教育庁学校振興課

学校施設整備グループ

電話　０７７６－２０－０５６４

オ　提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

①　交付期間

平成２９年４月４日（火）から平成２９年４月１４日（金）（土、日、祝日を除く。）の９時００分から１７時００分までとする。

②　交付場所

３(1)エに同じ。

なお、福井県ホームページ（http://www.pref.fukui.lg.jp）からもダウンロードすることができる。

(2)　受審資格の認定時期

受審資格の認定は、平成２９年４月１８日（火）までに行う。

(3)　受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4)　受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア　受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成２９年４月２０日（木）１７時００分までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

イ　県は、説明を受けた者に対して、平成２９年４月２１日（金）までに、書面により回答する。

４　質問事項

(1)　受審資格に関する質問事項

受信資格に関する質問事項については平成２９年４月１０日（月）１２時００分までに電子メールで文書（様式３）を提出すること。（提出先：gakusihn@pref.fukui.lg.jp）

質問に対する回答は、電子メールにより行う。

(2)　本委託業務に関する質問事項

本委託業務に関する質問事項については、平成２９年４月２０日（木）１２時００分までに電子メールで文書（様式４）を提出すること。（提出先：gakushin@pref.fukui.lg.jp）

質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

５　企画提案書の提出手続き

(1)　提出書類および提出部数

①　企画提案書　１５部

②　①の電子データを収録した電子媒体　１部

(2)　提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

(3)　提出期限

平成２９年５月１５日（月）１２時００分まで（必着）

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

(4)　提出場所

３(1)エに同じ。

(5)　提出資料の様式等

３(1)オに同じ。

６　選定委員会および契約先候補者の選考等

(1)　選定委員会

選定委員会が、提出された企画提案書等に基づき審査を行う。

(2)　審査結果

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

(3)　選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア　選定されなかった提案者は、書面に

より、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、別途通知する日までに、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。

イ　県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から１０日以内に書面により回答する。

7　その他

(1)　この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

(2)　必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(3)　提出された書類は返却しない。

(4)　企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(5)　書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(6)　提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

(7)　この公告に揚げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8　Summary

(1)　Subject matter

The Proposals for Fukui Prefecture School information base for employment.

(2)　Deadline for the submission of the proposals

12:00 Midday, May 15th 2017

(3)　Contact place for the reply

School Promotion Division, Fukui Prefectural Board of Education, 3-17-1, Ohte, Fukui-City, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan.

TEL 0776-20-0564

平成二十九年四月四日印刷
平成二十九年四月四日発行
発行人　〒九一〇―八五八〇　福井県福井市大手三丁目十七番一号　福井県
印刷人　〒九一〇―〇〇一七　福井県福井市文京一丁目十九―二十　高桑印刷㈱　☎㉓六三二二番